

経済産業省

第2回 データの越境移転に関する研究会 議事要旨

■ 開催概要

<日時> 令和3年12月9日(木) 15:00~17:00

<場所> オンライン会議 (Teams) みずほリサーチ&テクノロジーズ主催

■ 出席者

<委員> (座長以下50音順)

山本座長、渥美委員、生貝委員、北村委員、鬼頭委員、工藤委員、黒崎委員、佐藤委員、藤井委員、藤原委員、増島委員、若目田委員

<オブザーバー>

個人情報保護委員会事務局、デジタル庁、総務省 国際戦略局、外務省 経済局

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 国際室、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

■ 議事次第

1. 開会

(1) 開会・資料確認 (事務局)

2. 議事

(1) 企業ニーズの整理について (事務局)

(2) 各委員からの事例紹介

① 渥美委員 ((株)日立製作所)

② 鬼頭委員 (Fintech 協会)

③ 佐藤委員 (楽天グループ(株))

④ 藤原委員 (トヨタ自動車(株))

(3) 自由討議

3. その他 (事務連絡)

4. 閉会

■ 配布資料

議事次第

- 【資料1】事務局説明資料
- 【資料2】渥美委員説明資料（非公開）
- 【資料3】鬼頭委員説明資料（非公開）
- 【資料4】佐藤委員説明資料（非公開）
- 【資料5】藤原委員説明資料（非公開）

■ プレゼンテーション及び討議要約

<データ越境規制に関する企業側の課題や障壁（ペインポイント）について>

- 各国毎にデータの定義が異なり、定義が不明確な場合に規制対象に該当するか否かの判断が難しいため、データや越境移転の定義に関する国際的な共通化が必要である。
- 各国のデータ関連法規制の内容についての調査には、多大なコスト・時間を要するため、各国の経済政策等に明らかに影響しない非個人データについては、規制対象外（ホワイトリスト）として明確化してほしい。
- 各国政府機関によるデータ越境移転規制について調査した情報を、企業が活用可能な形で公開してほしい。
- グローバル企業が保有する従業員のデータについては、同一企業グループ内であれば、自由に越境移転を可能とすることが望まれる。
- 各国法規制は定期的にアップデートされるため、最新のデータ越境移転に関する法規制について正確に把握した上で対応するためには、相応の人員・体制が必要となる。
- BCR（Binding Corporate Rule）を取得している企業も、日本の個人情報保護法の対象となるデータの越境移転においては、同法上の越境移転規制が適用され、移転先の法規制を確認・評価する必要がある。
- 欧州の十分性認定国である日本とカナダ、ニュージーランドなどとの間でデータ移転する際、「十分性」という国際的に一定の信頼を獲得できる保護水準を認定されている国同士であるにもかかわらず、互いの越境移転規制のもとでの移転が必要となる。
- 現状では、日本は個人情報保護法と同等水準国として EEA 及び英国のみを認定しているが、ビジネス上の関係が強くデータの越境移転についてのニーズの高い「十分性認定国」とも相互に認定しあうことで、一定の保護レベルを担保した円滑な越境移転が実現するのではないかと。
- BCR 等の国際的な認証やフレームワークを個人情報保護法の越境移転規制の中に位置づけることで、適切な保護環境下における円滑なグループ間のデータ移転が実現するのではないかと。

- 中国では、データ関連の規制の対象や基準が不透明であり、次々に新しい規制が定められるため、全てに対応する十分な時間が与えられず、突然サービスが停止するというリスクがある。
- 欧州では、「デジタル製品パスポート」と呼ばれる、製品に関連付けられたデジタル情報をEUに提出し、その情報を製品のライフサイクルにわたって管理する仕組みが検討されている。この仕組みが実現された場合、影響範囲が自社だけではなく取引先も含むサプライチェーン全体にわたることとなるため、関連業界に広く影響を与えることが予想される。
- デジタル情報に関する規制であるにもかかわらず、トレーサビリティを理由に、現実の世界にまで強く影響し、例えば、日本国内でも工場生産や調達・物流までも実質的にEUに管理される懸念がある。EUによるデータ本体への制約を通じた囲い込みであり、デジタルインフラが分断されることによる運用の非効率性や欧州のデジタルツールの標準化によるベンダーロックイン等の実務上の障壁が発生すると考えられる。
- 現在、世界各国でデータに関する様々なルールが適用されているため、各国の制度の調査と制度への対応に非常に苦勞している。また、世界各国の拠点でソフトウェア開発を行う場合に、個人情報の越境移転も大きな課題となっている。

<データの越境移転の定義について>

- データの越境移転を、データが保存される所在地の移転と捉えるのか、またはアクセス権者の移転と捉えるのかによって、適用法規が変わってくる。
- 企業では、データの越境移転をどのように定義しているのか。
 - まだ社内でも統一的な定義はない。
 - 異なる国の間でデータがやり取りされている場合は、越境移転が発生していると言えるのではないか。
 - データの所在地とアクセス権者の移転の両方を含むものがデータ越境移転であると理解している。どちらが良いのかについては、社内でも結論は出ていない。
 - 越境移転の定義を定めるのではなく、日々の実務の中で各国の法規制の対象となるものをデータの越境移転の問題として捉えるというアプローチを採っている。現地で収集・生成したデータを日本に送って利用する場合のほか、グローバルなサーバに集約したデータに各国からアクセスしたり、現地のデータに直接アクセスしたりする場合も越境移転であると捉えている。
- データの越境移転に似た概念として技術移転がある。技術移転では各法律によって目的とする法益が変わり、越境を認識するタイミングが異なる。外為法では、技術情報が日本国の管理下にあるかどうかが重視されるため、クラウド上で暗号化され管理されている技術情報を、国内で復号するのは問題ない一方で、海外で復号した場合は違反となる。規制すべき越境移転をどのように定義するのかは、何を法益と考えるのか

に依拠する。

- 何を越境移転とするのかという整理は重要なアプローチだと思われる。個人情報保護法以外にも意識すべき法令や観点等があるのかを洗い出すことも必要ではないか。
- 自らデータを取得する主体となる事業者とそのような主体からデータ処理等の委託を受ける事業者のそれぞれにとって懸念されるポイントを具体的な事例から洗い出し、議論の叩き台にできると良い。
- 本研究会において、データの越境移転の概念をどのように定義し、どこまで扱うかを整理すると、議論が円滑になる。データの越境移転とは、データのインフローなのか、アウトフローなのか、あるいは両方含むものであるのか、多様な類型が考えられる。
→ 本研究会の目標の一つとして、データの越境移転の状況を類型化することを目指している。データの越境移転が具体的にどのような形で行われているのか、それを整理することで、既存の法規制や国際法上でどのような問題が起きているかを分かりやすく示せるような枠組みとしたい。(事務局)
- 国際社会へ提案の前段階として、現状の国際的な枠組みによる規律ではどのように整理されているのかについても、考察を行う必要があるのではないか。

<今後の対応策について>

- 越境移転や安全性等の定義が曖昧であるため、各企業が各国の法規制を把握するための調査を行わなければならない、これが大きな負担となっている。このような課題に対しては、例えば EPA や投資協定ですでに取組があるように、定義の曖昧さやルールの不明確さ、また企業の悩みを相手国に対して打ち込むことができる政府間の正式なチャンネルをつくる、企業がアプローチできるコンタクトポイントを用意することが非常に重要である。
- 法規制のようなハードルールだけではなく、政策ガイドラインのような、基本的な考え方の整理を行うソフトルールについての議論を進めることは重要である。懸隔点が各国で大きい問題の場合には、フォーラムとしても、国だけではなく、企業や有識者が参加するマルチステークホルダーでのソフトなルールのあり方について議論するというアプローチもあるだろう。データの越境移転に関しても、OECD や APEC 等のフォーラムを効果的に活用できると良い。
- データローカライゼーションをはじめとする関連法規制について、常に最新の情報を把握することは非常に難しく、負担が大きい。しかし、規制に関する情報へのアクセスは、本来、各国政府の役割ではないか。このような法規制に関するアクセシビリティの確保が、自由なデータ流通の大前提になると言える。
- 「データ」や「越境移転」等の概念を共通化するため、国際的なフォーラムで活発な議論を展開することが非常に重要である。GDPR は各国の参照先となっているため、基本的な概念についてはアジア諸国間でも大きな相違が無く、国際的な議論が行いや

すい環境が生まれている。

<全体のまとめ>

- 企業各社のプレゼンテーションから共通して読み取れる課題として、データの越境移転先国の最新の法規制について把握するために、企業が常に調査を行う必要があり、これが非常に大きなペインポイントになっているという点が明らかとなった。今後、政府がどのような形でどのような内容の情報提供を行うかが、今後の重要な検討課題になると言える。
- 越境移転に関する実際の法制度と現実の法運用との間にギャップがあることが多いため、各国の法制度が実際の政治状況の中でどのように運用されているのかについても、調査の方法を考える必要がある。このような情報について、政府はクリアリングハウスのような形で、ハブとして機能することが期待されるのではないか。今後この点についても、具体的に議論することが重要である。
- データの越境移転の定義に関する議論があったが、今後、この研究会における定義を検討していくことに加えて、国際間での一致に向けた検討を進めていくことが重要である。

以上

<お問い合わせ先>

商務情報政策局 国際室

電話：03-3501-1843